

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応「静岡県版ガイドライン」の概要

基本方針①: 本県の多様な地域性やこれまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民・関係者の意見等を踏まえたものとする

- 国ガイドライン**
- ・地震発生後の避難では、明らかに避難が完了できない地域の住民は、『1週間の事前避難』が必要
 - ・避難先は知人宅や親類宅等を基本とするが、それが難しい住民に対しては市町が避難所の確保を行う

具体化

地域性・これまでの取組

津波避難施設の整備
津波避難困難地域は
県内で約9割が解消済み



避難訓練の実施
県民参加率は33.6% (全国1位)



住民・関係者の意見

住民からの意見
「なるべく自宅で生活したい」



医療機関・社会福祉施設等の意見

「要配慮者は、事前避難に伴う環境変化で症状の悪化が懸念される」
「要配慮者の避難先としては、バリアフリーや風呂、トイレ等への配慮が必要」

県版ガイドライン

『1週間の事前避難』が必要な地域・住民の設定の考え方

- ・津波避難施設等の整備状況や避難訓練による避難時間の短縮を考慮しても、津波からの避難が困難な地域・住民

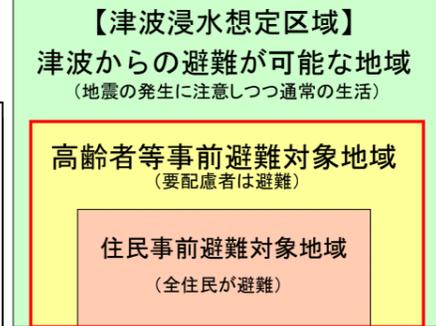
※昼と夜とで対象となる地域・住民の設定を変えることも可
(健常者は夜間のみ事前避難を行う等)

要配慮者の『1週間の事前避難』の考え方

- ・福祉施設や医療施設等では、安全が確保される場合は、浸水しない上層階への垂直避難も可
- ・環境変化に弱い要配慮者が1週間生活できる環境を有する民間施設(公民館、宿泊施設、寺社等)への避難も可

上記設定が未了の市町における対応

- ・検討中に臨時情報が発表されることがありうるので、暫定的に地域・対象者を設定する



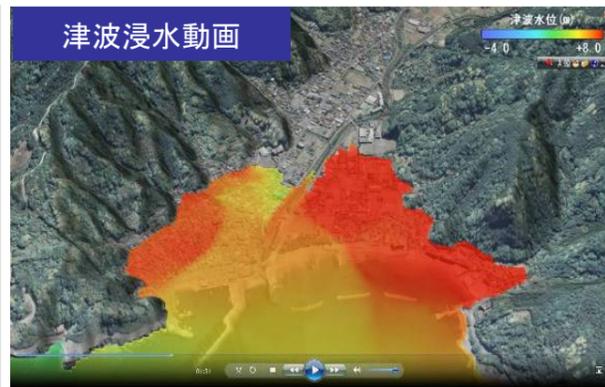
基本方針②: 市町が住民の意見を取り入れながら防災対応を検討できるようにするため、手順等を具体的に例示

- 国ガイドライン**
- ・防災対応の検討にあたっては、必要に応じて住民の意見を十分に聴く
- 具体化**
- ・地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行う

県版ガイドライン <<市町が住民や関係者の意見を十分に聴き、協議を行うための具体的検討方法(手順・資料等)を例示>>

【伝え方の工夫】

- ・イラスト等を用いて、臨時情報をわかりやすく説明
- ・動画を用いて、地域の津波リスクを正しく理解



【自分ごととして考える工夫】

- ・地域の災害リスクの再認識
- ・アンケート記入や意見交換



市町への支援

- ・減災交付金による財政支援
- ・職員派遣による市町検討支援
- ・津波浸水動画等の提供

来年度中に、全市町の事前避難対応を完了